

平成29年度 第2回 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会  
結果概要

- 1 日時 平成30年2月15日（木）午後2時～4時
- 2 場所 埼玉会館 3C会議室
- 3 出席委員  
高橋委員、西野委員、笠原委員、手塚委員、樋口委員、  
秋葉委員、丸山委員、河原田委員、土屋委員  
出席： 9名  
欠席： 3名
- 4 配布資料 別添のとおり
- 5 会議概要  
(1) 議事
  - ① 県有施設のバリアフリー整備状況調査結果について
  - ② 県内の東京2020オリンピック・パラリンピック開催  
施設の状況ー埼玉スタジアム2002についてー
  - ③ 平成29年度事業実績見込及び平成30年度事業計画（案）

※ 主な内容は別紙「議事概要」のとおり。

## 議事概要

---

---

### 1 県有施設のバリアフリー整備状況調査結果について

---

---

#### (事務局説明)

##### 《高橋会長》

それではご意見、ご質問等、あるいはご感想でも結構ですので、お願いしたいと思います。笠原委員お願いします。

##### 《笠原委員》

手をつなぐ育成会代表の笠原です。この大調査とても大変だったと思いますが、いろいろありがとうございました。ユニバーサルシートの設置というところで、1189調査して、34ということですけど、この34の施設がどちらだったかというのは教えていただくことはできますか。

##### 《事務局》

今回の調査は、特に県有施設におけるユニバーサルシートやオストメイト用設備の設置情報を県民の方に提供することも一つの目的でしたので、一般の県民の利用について特に問題がない施設につきましては、後ほど県のホームページで紹介する予定です。施設名、利用可能時間等、県の福祉政策課のホームページで紹介していく準備を進めております。

少々お待ちいただければと思います。よろしく願いいたします。

##### 《高橋会長》

よろしいでしょうか。

##### 《笠原委員》

ありがとうございます。福祉のまちづくり条例にユニバーサルシートを設置するようという基準を入れてしまうとトイレの設置が難しくなってしまうからということで、義務付けられていないのですか。

##### 《事務局》

ユニバーサルシートの設置については、基準ではありませんが、埼玉県福祉のまちづくり条例の設計ガイドブックには、望ましいものとして記述があります。全国的にも基準で定めているところは、まだ少ないようです。

《高橋会長》

たぶん整備基準をつくったときには、まだそれほど声が大きくなって、一応望ましい基準だった。今見直しを行っている、国の旅客施設関係のガイドラインについては、それは整備をするという方向になります。東京都でも今後基準を改正する予定ですが、東京都も整備するという方向でいきますので、これからは各自治体とも整備する方向で調整を図っていくのではないかと思います。

はい、どうぞ。河原田委員。

《河原田委員》

オストメイトの関係ですが、平成7年以前にできた施設には、まだ設置されていないところが多いということですが、オストメイトの方が困っていることというのは、徐々に感じられていることでしょうか。

何点かの文献を調べてきたのですが、1番目の問題として、ストーマの装具の交換時に作業スペースや、ストーマ装具を手元に置く場所がない。手洗い器清拭に必要な温水設備がないこと。2番目にトラブルの発生したときに、汚れた装具や下着を洗う設備もないこと。衣服や手荷物を置く場所も欲しい。3点目として、ストーマ装具を適切な位置に貼り付けるために、下腹部を写す鏡が欲しい。4番目として、排泄物を立ったままでストーマ装具から排出する場合には、通常の便器の高さでは低すぎる。5点目として、身障者用トイレの入りにオストメイトマーク等を表示して、使用できるようにする。6点目として、身障者用トイレの場合は入りづらいので、一般便房の中にオストメイト対応設備を兼ね備えた便房を整備できないかなど、困りごとがいっぱいあるということでした。

条例制定以前に建設したものであるかもしれませんが、早急な対策を取っていただきたい。設備の設置にあたっては、ガイドラインはもとより、これらに配した良質な設備を設置していただきたい。以上です。

《高橋会長》

事務局のほうで、何かありますか。

《事務局》

トイレというのは非常に多くの方の外出の手助けとなり、重要な設備であると考えておりますので、各施設の管理者においては、各基準にのっとって改修を行っていて、オストメイト設備の設置が可能な施設については、順次改修の際に設置をしているというような状況です。

《高橋会長》

ありがとうございました。今日の資料の説明の中で、少し問題点という条例制定前に建設された施設がとて多くて、それについての整備が行き届いていないということですが、当然、県の施設なので、

順次、対応していかなければいけないというのは当たり前なので、県の考え方をあらためていただかなきゃいけないということが一つ。

それから、オストメイトについては、実態がネットでもいろいろと例示が示されてはいますが、例えば100人いれば、100人の違いがあります。トイレのブースは、たくさんあるわけではなく、面積もどうしても狭いわけで、どこまで整備をすればいいかというガイドラインが示せなかった。

一昨年私どものところでも日本オストミー協会の協力を得て会員調査をさせていただきました。やはり普通はオストメイトの設備があること自体、オストメイトの方も知らないのも、一般便房をよく使われている。つまり一般便房でもできてしまうということです。

私たちの考えは、なかなかオストメイトの設備を置く場所がなく、車いす使用者便房しか入れられるところがなかったのも、みんなのトイレというかたちで、オストメイトの水洗器具も、赤ちゃん用のおむつ交換台もそこに入れてしまいました。

その後、車いす使用者から、自分たちが広いスペースを使うときに使えないという問題が出てきました。

車いす使用者用のオストメイトの水洗器具というのも、まったくないわけではないですが、ほとんど出回っていない。今、車いす使用者用便房に設けられている温水付きの水洗器具は、立位使用者向けです。車いすでオストメイトの方のニーズが、十分まだまだ見えていない。どこまでやったらいいかというような議論もここ数年で少し出始めているという状況です。

メーカーではオストメイトの水洗器具をできるだけコンパクトにしようという動きが出てきています。高速道路などでは一般便房の中にだいぶ付けてられていると思いますけれども、それはそういう声を反映しながら動いてきているという段階です。

ニーズの高い棚はスペースを取ってしまうので、なかなかこれが現実的に設けられていないというのが実態です。問題は広さと、それから、改修する費用がとて掛かってくるということ。ただニーズが確実にあるのは、間違いありません。よろしいでしょうか。

《河原田委員》

ありがとうございます。いずれにしろ少しずつでも前進していただければよろしいんじゃないかと思います。

《高橋会長》

そうですね。一気に進みませんが。トイレ関係は今日の中でもまとめのメインになっていきますけれども、私たちが進めてきた多機能トイレが、やはりちょっと正しくなかったなということがありまして、先ほど言った、建築、旅客施設のガイドラインでも、今回多機能ではなくて、機能を分散するという方向に進めようとしています。

すぐ改善はできないけれども、これから新規で設置するときには、できる限り機能を分散する、車いす使用者用便房には必ず大型ベッドは設けなさいというような方向のガイドラインの作成にかかっているところです。よろしくご理解いただければと思います。

それでは、次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。県内の東京2020オリンピック・パラリンピック開催施設の状況ということで、埼玉スタジアム2002についてということです。よろしくお願いいたします。

---

---

## 2 県内の東京2020オリンピック・パラリンピック開催施設の状況

### — 埼玉スタジアム2002について —

---

---

(事務局説明)

《高橋会長》

ありがとうございました。はい、どうぞ。河原田委員。

《河原田委員》

すばらしいですね。20年前にできたということですがけれど、この間の東日本大震災のときはどうだったのでしょうか。

《公園スタジアム課》

建物自体には大きな影響はなかったと聞いております。建物周りは段差ができたというのはあったようですが、建物自体には特段大きな被害はなかったと聞いております。

《河原田委員》

その震度までは大丈夫だということでしょうか。

《公園スタジアム課》

そうですね。

《河原田委員》

緊急避難のとき、車いすの方や体の不自由な人たちというのは、一番避難が大変だと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

《公園スタジアム課》

スタジアムでは避難訓練等をしてはいますが、その中では一般の方、それから、当然車いすの方の避難も想定した訓練をしています。

こちらの車いす席は2階席にあり、かなり幅の広い出入り口に近く、先ほどもご説明しましたスロープにも直接つながっているところで、比較的避難しやすい場所に位置していると考えております。

《河原田委員》

ありがとうございました。

《高橋会長》

笠原委員、お願いいたします。

《笠原委員》

こちらの会場にはまだ行ったことないのですが、車いす席150席ということで、介助者の人は何人までといったような制限はあるのでしょうか。

《公園スタジアム課》

車いすとその横に一人付添いの方が座れるようなスペースが150席分ございます。

《笠原委員》

介助者の人たちはいすを持っていけばいいのですか。

《公園スタジアム課》

そうですね。よくいらっしゃっている方は、自分のいすを持ってきて座っている方もいるようです。

《笠原委員》

どのぐらいのスペースを自分たちの家族だけで取っていいのかとかが、わからないので、新しいところには自分が行ってからじゃないと一緒にいけないという不安もあります。

例えば車いすの人の家族のスペースがどんどん増えてしまっても、なんとなくどうかと思いますし、例えば5人まではいいですよとか、ある程度の決まりをつけたほうが。ファンの人もとても多いかもしれないですし、車いす席が150席ある施設はなかなかないと思いますが、結構混雑すると思うので。

あともう一つ。エレベーターの機能のことについてですけど、開延長機能というボタンがあります。開いている時間が長いので、ブレーキを車いすから外して、娘の車いすを押している間には閉まらないのですが、その機能がないと、途中で閉まることが結構あります。開延長機能は付いていますか。

《公園スタジアム課》

基本的に機種の古いタイプだとなない場合があるかもしれません。今、手元の資料にはないので、また調べてご説明を改めてさせていただければと思います。

《笠原委員》

もし付けられるものでしたら、付けていただくと車いすの方からしてみると、ありがたいという気持ちになると思います。

もう一つ、幅広いスロープがあると思いますが、私が、以前、子どもと一緒にいった中で、葛西臨海公園では、路面に、車いすの人たちが通りますという表示がありました。こういう広い場所で、何万人という人たちが集まるところでは、あっちにもこっちにも車いすの人というよりは、この列は車いすの人というふうに、費用が掛かるので難しいかもしれませんが、今後路面に印字していただけたらすると。もし避難の際など、前後左右に行くことは結構大変ですし、パニックになったりすると危ないと思いますので。

《高橋会長》

専用レーンをつくと。

《笠原委員》

そうですね。ここは自転車ですよとかありますよね。葛西臨海公園は、ベビーカーはこちらです、車いすはこちらというように分けてあったので、これはすごいと思いました。もし、スロープがここまで広いのであったら、今後できる可能性もあるのかなと思ったので、意見させていただきました。

《公園スタジアム課》

ありがとうございます。

《公園スタジアム課》

先ほどご紹介いただきました葛西臨海公園など、事例があるということですので、参考にさせていただき、可能な範囲で対応していきたいと考えております。また改修の際には、そういったところも参考にさせていただきながら、活かしていきたいと考えております。

《高橋会長》

よろしいでしょうか。西野委員。

《西野委員》

先ほど不足の部分は、仮設で対応されるというお話でしたけれども、具体的に仮設で対応する予定のものが、他にもあるようでしたら教えて

いただけますでしょうか。

《公園スタジアム課》

今のところ組織委員会からは、具体的には情報がないというのが今の状況でございます。

《西野委員》

ありがとうございました。

《高橋会長》

はい。ほかにございますか。はい。手塚委員お願いします。

《手塚委員》

埼玉県保育協議会を代表してまいりました手塚と申します。埼玉に限らず、最近あった出来事を交えて、聞いていただけたらいいなと思う点をお話いたします。

車いすのマークが付いた駐車場、埼玉のほうには専用駐車場があるということですが、私自身保育園を経営しており、この間、保護者と話をしたのですが、ホームセンターの駐車場の出入りしやすいところに車いすのマークがついた駐車場があったので、その保護者は妊婦さんで、まあまあおなかの大きいので、その車いすのマークが付いた駐車場に止めたそうです。

そうしたら、隣から降りてきた車いすの方に怒られてしまった。「園長先生、私たちは止めちゃいけなかったのでしょうか」と言われました。先ほど事務局から配布していただいたメモ帳には、妊婦さんの絵が描いてあります。

どれだけの人が車いすマークのところに妊婦さんも止めていいと認識されているのか、埼玉スタジアムでも例えば妊婦さんが来たときに、会場の係の人たちに、専用駐車場に案内してもらえるのか、僕も含めて周知されるといいのにと感じていました。

この要綱の目的の中に、上から2行目、高齢者、障害者が円滑に利用できる生活関連の…、誰もが過ごしやすいまちづくりということですが、ここに妊婦さんというのは、言葉として入ってきてもいいのかどうか。入らなくても構わないのか。僕は、保育畑ばかりやってきたものですから、あまり体の不自由な方に対する認識は少なくて非常に申し訳ないのですが、誰もが過ごしやすいまちづくりという中に、おなかの大きいお母さんのことも配慮できるような文言がどこかに入っているのかどうか、車いすマークのところにも妊婦さんは止めていいんだよというのが一目見て分かるような配慮があってもいいのかなと、最近あった出来事を通して思いました。

要望ではないので、そんな出来事があったということで、どこかでお考えいただく機会があるといいかなと思っています。

《高橋会長》

まず埼玉スタジアムでは、どうでしょうか。

《公園スタジアム課》

試合時などは主催者側でパスを発行するなど対応を行っているようですが、実際、利用される方がどんな障害か見掛けでは判断できない場合もあり、利用される方のモラルに頼らざるを得ないのですが、それに対する画期的な対策というのは、今のところなく、どうしたらいいのだろうかという、悩みめいた話も聞いたことはございます。

《高橋会長》

事務局、いかがでしょうか。

《事務局》

条例で使っている高齢者、障害者等とは、高齢者、障害者、妊産婦、子ども等で、日常生活または社会生活に行動上の制限を受ける者と定義付けてあります。お配りしたメモ帳に入れたイラスト、県で作成しているポスターを掲示させていただきましたが、埼玉県障害者用駐車場につきましては、そのスペースを必要とされる方は、どなたでも使用できるということをPRしてございます。

ポスターのデザインのとおり妊婦の方、特に足が不自由な方、一時的に足がけがしていて、障害者ではないけれども、どうしてもそのスペースが必要な方などが柔軟に使えるようにということで、特に、こういう方じゃなきゃ駄目ですよというような決まりはつくっていません。

ただおっしゃったとおり、必要とする方が止められないということがございますので、引き続き適正利用について啓発に努めていきたいと思っております。

《高橋会長》

なかなか難しい問題ですけれど、今の説明は本当は正しくないと思いますね。必要な方が誰でも止めていいということになると、誰でも使ってしまう。私は必要だと言った途端に、たくさんの荷物を持っている方、あるいは重いスーツケースを持っているので止めてしまうということになり、混乱して、先ほどと同じように車いすの人が来たときに、トラブルになってしまう。この障害者用駐車場マナーアップキャンペーンでも、障害者用と書かれていませんから、今の説明の仕方だと、県民の方の誤解を招くような気がします。

シンボルマークを付けるというのは、やっぱり車いすの方が利用するというので付けており、350センチ、3メートル50センチ幅が必要ということ。乳幼児用のベビーカーの場合だと、それだけスペースがなくても止められるかもしれない。

そのような対策のために、前にもこの会議でお話ししていますけど、パーキングパーミット制度というのが全国で普及しています。埼玉県ですと川口市が、首都圏では群馬県や栃木県は導入していますが、埼玉県、神奈川県、東京都では導入していない。ほかではやっているのに、ここでなぜやっていないのというような疑問があります。

本当は、例えば一時的にけがをされている方、ベビーカーの方、上肢に障害があって、カートを近くまで持ってこなくてはいけないという買い物客の方もいらっしゃるので、その中間的なスペースを確保するような方策を取るべきです。

アジアでは、例えば女性用の駐車スペースや妊産婦用のスペースがあるなど、丁寧にやっているところもあります。日本でも、もう半数以上の府県で動いてきていますので、そろそろやらなくてはいけないのではないかという感じがします。

その反対意見とすると、そういうスペースが取れないなどということですが、取れないところに無理にやるということは絶対必要ないですけれども、取れるスペースがあったり、埼玉スタジアムのように、車いすの方も、乳幼児連れの方もたくさん来るかもしれない。そういった場所では、かち合わないように、うまく配分していく必要があるのではないかと思います。これはぜひ事務局で、もう一度改めて考えていかなくてはならないのではないかと思います。

必要な人が止めてもいいと言うと、これは誤解を招いてしまうので。例えば下肢で、改造車を運転している方などは車いすを使用していないけれども、やっぱり移動に困難なので、その辺りは認めている自治体も多いかもしれません。ただ基本的には、何のために幅が広いのかということを理解しないと。

先ほどの多機能トイレでも同じです。今までは思いやりできていたけれど、物理的にも対応をしていくような時代になってきているので、そういう方向に向けた社会をつくろうということで、今ガイドラインの改正を始めています。法改正もしていますから、埼玉県でも全体を考えていただきながら進めていただく。ご検討いただければと思います。

#### 《高橋会長》

パーキングパーミットとは、駐車のパーク制ということですが、許可する範囲には、例えば車いすの人はもちろんそうですけども、妊産婦や、赤ちゃん連れの方で1年半だとか1年だとか、期間を区切って許可を出す。川口市に行くと、そういうもの（許可証）が車に提示されている場合があります。そのカードを持っている人は止められますよということになる。

ただし、駐車台数が非常に少ないので、車いす利用者用以外に駐車スペースが設けられているところは、コンビニエンスストアではまだありません。大型のスーパーだとか劇場などでは駐車台数が多いので、少し区画を分けて設けられるというかたちになると思います。

周りの人も、許可証が掲示されていれば何で止まっているのかと分かります。

これは川口市民ではなく、県民誰でも川口市に申請すればもらえます。今は、全国導入府県で相互利用できます。久喜市は、全国相互利用の中に入ってきていませんが、実際には運用されていると思います。埼玉県では2市だけです。ほかの周辺の群馬だとか栃木は、車が多いところですが、そういうところは、もうすでに全県で利用するというかたちになっています。

《笠原委員》

市役所へ届け出るのでしょうか。

《高橋会長》

そうです。市役所に申請すればいい。今、所管をしているのは都市計画関係でしょうかね。そこに聞いていただければ、例えば川口市の大型スーパーなどを利用したいときに、それを持っていると止められ、公共施設でなくても優先的に止められるかたちになっています。ぜひ少し一歩前に進みましょう。はい、笠原委員。

《笠原委員》

先ほどの障害者用駐車場のことですが、娘は障害者手帳を発行されていて、一つは身体の障害、一つは療育という知的な部分。両方最重度ですが、身体は体幹機能全般に障害がありますと、障害名のところに書いてあります。この駐車場を利用するにあたっては、例えば県の動物園だったら、身体障害者手帳があれば駐車場が無料になるので、手帳を提示することがありますが、こちらは提示なしでも利用可能ということですか。

《公園スタジアム課》

特に何か書類の提示を求めたりしておりません。基本的に利用者の自己申告で、専用駐車場に入ってきた方は、ここを使いたい方という認識でご案内をさせていただいております。

《笠原委員》

それで満車になるということはありませんか。

《公園スタジアム課》

かなり広くて余裕もありますので、満車になってトラブルになったというような話は、今のところは特には聞いておりません。

《笠原委員》

それであればよいのですが、例えば満車になってしまって、ほかに止

めなくてはいけないとなると、やっぱり（障害者）手帳というのは重みがあると思うんですね。

ほかのところに10メートル頑張れば歩ける人もいるし、福祉車両だと、後ろにスロープを出すスペースがないと、後ろの車にひかれてしまうということもあるので、もし今後、混雑が予想される時は、手帳を提示した人のみにするとか。

あと海外では、マナーを守れない分、そこに止めると駐車違反の罰金がある国もあると聞きました。秩序を守ってくれる方がたくさんいればいいですけど、やはり近いからといって止める方も実際にはいるので、もし必要であれば（障害者）手帳を提示してくださいというような決まり事も必要なのかなと思います。

#### 《高橋会長》

韓国では、許可証なしで車いす駐車場に駐車すると今は4万ウォン、日本円にすると4万円の罰金になります。ハワイ辺りで400ドルぐらい、4万円ぐらいの、かなり罰金を取っているところですよ。そのために申請をして許可証をもらう。観光で行ってレンタカーを借りて、許可証を持たずに停めてしまうとグアムでもハワイでも罰金を取られます。

埼玉スタジアムは、これからいろいろと整備をされていくということですけども、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

---

---

### 3 平成29年度事業実績見込み及び平成30年度事業計画

---

---

#### （事務局説明）

#### 《高橋会長》

それでは、特に平成30年度の計画を中心に説明いただきましたけども、ご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。はい、どうぞ。河原田委員お願いします。

#### 《河原田委員》

要望ではないのですが、新聞等でご覧になったと思いますが、私は「声掛け・サポート運動」について、新聞で調べてきました。

一つ目は、JR東日本と鉄道事業者団体による、2017年の9月19日の読売新聞で「声掛け・サポート運動」実施中という、新聞半面の大きな記事で広告を出されたのを見て、民間の方々も力を入れているな

ということで、評価をしました。

二つ目は、2018年1月12日の読売新聞で、蕨駅転落死から1年ということの記事があり、「視覚障害者に声掛け」という見出しがありまして、蕨市の職員と県の職員、あとは県の視覚福祉協会ですか、その方々で呼びかけのちらしを配布して、障害者へのサポートを訴えた。また鉄道各社がホームドアの設置を急ぐという見出しがありましたが、これも先ほどと同じように民間の方々も行政の方々も取り組んでいらっしゃるということで、評価をしたいと思います。

次におとといの2月13日、NHKのテレビ番組でバリアフリー化促進のため、国交省は新しい制度を検討中ということで、内容はバリアフリー化を推進するために、鉄道料金に10円か20円上乗せして、その分を設備投資に利用するという考えらしいですけれども、こういう制度ができると、バリアフリー化がスピードアップできるのではないかと思います。

また、マナーアップや障害者に関するマークなどの福祉のまちづくりの普及啓発等について、県民がどういう反応をしているかというのが、データ化したもので分かりません。

それで、提案ですが、県の広聴広報課で、埼玉県県政サポーターアンケートを実施しています。私も埼玉県政サポーターの一人ですが、ここへアンケートを載せまして、まず県内外全員のサポーターに、マナーアップとマークなどの啓発活動の細かな質問を10項目ぐらい配信して、その回答をいただくと、広聴広報課では、どの地域でどの年代の層の人でというのが、分かるようになっていまして、その政策に対する声を簡単なデータを把握できると思います。それを何年かにわたって実施されれば、次のキャンペーンの方法というのが、出てくるのではないかと思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

#### 《事務局》

今のご提言は、前回のときにも、どれだけ費用を掛けて、どれだけ効果があるのかというご指摘をいただいたのを記憶しております。それで、困っている事務局のためのご提案ということでしょうから、関係課とも調整したいと思います。

#### 《高橋会長》

はい。ありがとうございます。独自にやるとなると、大変になるから、うまくその機会に、時々項目を変えていただいてやるなどというのは、ほかの自治体でもよくやっていることなので、ぜひご検討いただければと思います。ありがとうございます。はい、どうぞ。丸山委員。

#### 《丸山委員》

JR東日本の丸山でございます。「声掛け・サポート運動」ということで、いろいろな事故もあった経緯もあり、社員のほうで積極的に声掛

けをするという取組を継続してやっています。強化期間など、いろいろありますが、継続してやっていることは事実です。

もう一つは、社員の目だけではなかなか分からない、見つからないというものに対して、お客さまに声掛けの協力をお願いするという活動をしております。その啓発活動については、埼玉県や各市町村にもかなり協力をしてもらっており、鉄道事業者としては非常に助かっています。

それから、ホームドアの設置ですが、プレスしたとおり、今、京浜東北線をすすめているところです。非常に長い工期と費用が掛かっている、見た目は全然進んでいないじゃないかというご批判も、たまに受けますが、これも着実にやっていきたいと思っています。

2月13日のNHKのニュースの件は、私が知識を持ち合わせておらず回答できませんが、単純にいうと、運賃を値上げして、その分をバリアフリーにというかたちですので、これはまたいろいろな意見が出る事柄だとは思いますが、慎重に検討が必要ではないかと、当社でも考えております。

#### 《高橋会長》

どうもありがとうございました。これからも、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

NHKのニュースは、私も見ましたが、難しいのは一時的な対応であればいいですが、運賃を値上げしないとバリアフリー化が進まないのか、これから高齢化社会を迎える中で、自治体や地域でお互いに協力し合わなくちゃいけないのに、その辺りのところの考え方が。

この間の発表は、そういうこともできるよという言い方なので、消費税と同じように10%上げて、そういう福祉施策に対応できるかという、必ずしもそうではなく、不確定なところがいっぱいありますので、できる限り、JRの方だけでなく幅広く鉄道事業者の方に考えていってほしいと期待しています。

とにかく一歩でも進めないと、もう間もなく団塊世代が後期高齢者になり、認知症の方々も増えてきますから、さまざまなものが使いにくいということが出てきます。ありがとうございました。

ほかの意見がありますでしょうか。はい、笠原委員。

#### 《笠原委員》

電車のことですが、知り合いの方で、目が見えなくて、高校に入るために新潟から東京に引っ越されて、少しずつ自立できるように電車を使ったりする機会の中で、点字ブロックを歩いていると、駅員さんによくぶつかってしまうということがたまにあるらしいです。点字ブロックの上に乗らないようにという、そういう研修などを受けることはありますか。

#### 《丸山委員》

点字ブロックのところに駅員がいて当たってしまうというのは、本当によくないことで、以前の大宮支社長は、駅のイベントで点字ブロックの上にJR社員が立っていると、どくように怒ったという話もあるように、教育はしています。

点字ブロックを邪魔してはいけないというのは、やっぱり基本中の基本だと思っております。

《笠原委員》

駅は人数も多いですし、駅員さんは皆さんの危険を守ってくれるので、たぶん近いところを歩き、点字ブロックの上を歩いてしまうことがあるかもしれませんが、一応そういう意見があって、困っている方がいるということを知ったので、この場を借りて伝えさせていただきました。

《丸山委員》

ありがとうございます。

《高橋会長》

ありがとうございます。追加で1枚の色刷りの資料を配付しましたが、今回の新しいバリアフリー法の改正の中で、交通事業者の設備に関することや、対応、研修などについての責務が出てきていますので、今のようなご意見もたぶん取り上げていくことになるのではないかと思います。

「点字ブロックの上は視覚障害者の人が利用します」というアナウンスをしている鉄道事業者もあります。一歩ずつですけれども、事故がないことが一番大事です。

《建築安全課》

建築安全課でございます。前回の9月7日に行われた議題の中に、当課から、建築物の適合率について、資料をお出しして皆さんにご議論いただき、ありがとうございました。その中で、訂正させていただきたい事項がございます。適合率の建物に公共を含んでいるかどうかという質問をいただきまして、前回会議では含んでいないと回答しましたが、再度確認したところ、公共を含めた数字ということになっています。この場を借りて訂正させていただきます。

《高橋会長》

ありがとうございます。そうすると届出だけではなくて、通知の部分なども含まれているということですね。

《建築安全課》

そういうことです。

《高橋会長》

ありがとうございます。29年度の667件の適合率の実績見込みは  
で何%ぐらいですか。

《建築安全課》

約22%でございます。

《高橋会長》

ありがとうございました。それでは、今日のいただきました議事につ  
いては、これで終了ということになります。

【以上】